

宇和島市低入札価格調査制度実施要領第8条（調査の具体的実施方法）における失格判断基準

平成 26 年 2 月 1 日施行

宇和島市低入札価格調査制度実施要領（平成 22 年 3 月 25 日制定）第 8 条による調査において、以下の基準に該当した場合は、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるものとして失格とする。

調査内容、確認事項及び失格判断基準

調査内容	確認事項	失格判断基準
1. 工事費内訳書（詳細）： 市が示した設計図書に計上した設計数量や工法、施工条件	内訳書（積算数量等）	<ul style="list-style-type: none"> ・算出根拠が明確でない ・金額が一括計上されている ・設計図書の積算数量等が適切に計上されていない
	材料、製品等について、設計図、仕様書等で定める品質、規格	<ul style="list-style-type: none"> ・左記を満足しておらず、適切な施工が困難と判断される
	下請け見積額	<ul style="list-style-type: none"> ・下請け見積額を下回る積算額が計上されている
	資材（機器）購入に係る見積額	<ul style="list-style-type: none"> ・資材（機器）購入に係る見積額を下回る積算額が計上されている
	設計図書での要求事項（数量、工法、施工条件）	<ul style="list-style-type: none"> ・要求事項から逸脱している
	建設副産物の適正な搬出地の選定及び処理価格の適切性	<ul style="list-style-type: none"> ・法令等に違反している
2. 理由書	その価格により入札した具体的な理由	<ul style="list-style-type: none"> ・不当な理由
3. 手持工事一覧及び手持工事位置図	調査対象工事付近及び関連する工事における手持ち工事の状況、地理的条件	<ul style="list-style-type: none"> ・手持ち工事の明らかな虚偽記載 ・実際の事業所、倉庫等の場所が明らかに違う
4. 手持資材の状況一覧	当該工事で使用する手持ち資材の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・手持ち資材の明らかな虚偽記載

5. 資材購入先一覧（見積書の添付が必要）	材料・製品について、市が示した設計仕様に適合した品質・規格	<ul style="list-style-type: none"> ・左記を満足しておらず、適切な施工が困難と判断される ・見積者からの聞き取りにより、見積金額が不当に低額に設定されたことが確認できた場合 ・見積書において、見積者の表示、押印及び見積提示先、内容、金額等の重要事項に漏れや誤りがある
6. 手持機械一覧	当該工事で使用する機械の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・手持ち機械の明らかな虚偽記載
7. 技術者一覧、労務者一覧	現場を担当する技術者（下請を含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・専任技術者等の法令違反（他工事との兼務等）がある
8. 過去2年間に施工した公共工事一覧、位置図	不適切な事例がないか	<ul style="list-style-type: none"> ・公共工事名及び発注者の明らかな申告漏れ
9. 貸借対照表及び損益計算書	書面により確認	<ul style="list-style-type: none"> ・経営状況の明らかな虚偽記載
10. 下請予定業者名及び下請予定金額の内訳書（見積書の添付が必要）	見積内容等	<ul style="list-style-type: none"> ・見積書において、見積者の表示、押印及び見積提示先、内容、金額等の重要事項に漏れや誤りがある ・見積者からの聞き取りにより、見積金額が不当に低額に設定されたことが確認できた場合 ・下請見積書の工事内容（規模、工法、数量等）が明確でない
11. その他必要な事項	書面により確認	<ul style="list-style-type: none"> ・内容に重大な漏れや誤りがある

- 1) 当該調査において、契約の内容に適合した履行が可能であることの説明責任は、調査対象者にあり、宇和島市が履行されないおそれがあることを立証することを要しない。
- 2) 主に建築工事（建築・電気・機械設備工事等）について、説明に合理性があり、妥当性を確認できれば業者設定数量及び価格を適用することができる。
- 3) 特殊工事（例：推進・管更生工事等）において、設計図書が任意の工法である場合、応札者が示した工法の適否について確認し、工事費内訳書（詳細）等については総合的に判断する。
- 4) 資料については、提出期限後の差替え及び再提出を認めないものとする。ただし、資料等及び事情聴取の内容により必要と認め、追加・補足資料等を提出するよう指示を行ったときはこの限りではない。追加・補足資料等の提出に関しては、指示を行った日の翌日から起算して3日（休日を含まない）以内に提出を求めるものとし、原則1回とする。